

台湾における日本時代官舎の変容および伝統的住空間の構成に関する研究(2) (梗概)

青木正夫

1. はじめに

本報告は農村集落・住宅および都市住宅を対象に、台湾における伝統的住空間の構成とその変化・発展について論じたものである。

周知のごとく台湾の伝統的農村住宅は三合院と呼称される住居形式が典型であるが、農村の近代化による家族関係、農業生産の変化等により、近年では農村集落・住宅も大きく変化している。また戦後の経済成長による都市への大量の人口流入により都市住宅も従来の「街屋」と呼ばれる伝統的低層集合住宅から中高層の集合住宅へと建設の主流が変化し、アメリカ文化の強い影響の下で、新たな住居形式が生まれ、今日の都市住宅の一典型となっている。本論はこうした変化の実態をとらえ、住様式の伝統性の継承とその発展方向について考察するものである。

2. 調査概要

1) 集落調査

1986年1月に台湾南部における集落形成時期の古い平地部集居村の予備調査を行い、調査課題の設定ならびに調査対象集落の選定を行った。

1987年7月30日から8月10日にかけて、本調査を行った。まず、航空写真をもとに集落の現況マップを作成し、建物所有者の性別のヒアリングを村内の古老・識者を対象に行い、戸別訪問により、簡略プランの採取と併せて家系、血縁関係、財産所有関係に関するヒアリングを実施した。その後、更新の典型を選び、平面と家具配置の採取、住まい方および建設の理由・背景などについてヒアリング、写真撮影を行った。

2) 新築農村住宅調査

1988年7月24日から9月10日の調査では、7集落の新築住宅のプラン採取、住まい方、住宅の空間構成に関するヒアリングとともに写真撮影を行った。

3) アメリカ住宅調査

戸別訪問により住まい方のインタビューと平面・家具配置の採取を同時に行った。調査対象は、台中市(8例)・

台北市(5例)の計13例である。

家族構成は、〔夫婦＋子供〕で4人・5人の単純家族がほとんどである。世帯主職業は、台中市の8例が銀行の社宅であることもあり、サラリーマン世帯が多いが、特に台北市の例では医師や大学教員など階層の高い世帯が入居しているのが特徴である。

4) 国民住宅調査

戸別訪問により住まい方のインタビューと平面・家具配置の採取を行った。調査対象は高雄市8例、高雄県鳳山市8例、台南市2例の計18例である。家族構成は〔夫婦＋子供〕で4人・5人家族が多いほか、夫婦のみの世帯や〔片親＋子供〕の世帯もある。また複合家族が2世帯ある。世帯主職業は公務員・会社員が過半数を占めるが、その他自営業が2世帯、そしていわゆるブルーカラー層が4世帯含まれる。

3. 農村集落の形成・発展

3-1 農村集落の形成

台湾は明の時代鄭成功の上陸以来、主に福建・広東からの漢民族の移住により開拓が進められ、その範囲も南西部から徐々に北東部へと拡大した。南西部は集居村が多く、かつ大型の集落が多いのに対して、西海岸北部では一般的に散居村が多く、集居村となっても小型の集落である。この集落形態の差異は、彰化県と雲林県の県境にある濁水溪の本流をその境界線としていると言われる。また東海岸の蘭陽平野は西海岸北部と同様に散居村もしくは小型の集居村が存在する。こうした歴史的・地理的要因による集落形態の相違性ととも一方では出身地による相違性も存在する。福建系漢人は対岸の福建省から移住してきた人々で、今日台湾における漢人の多数を占めており、出身地は福建省の中でも漳州・泉州が主である。客家系漢人は広東省(惠州、潮州、嘉應州の出身が多い)より移住してきた人々で、彼らは客家語を用い独自の伝統文化を保持している。平野部は福建系漢人が先に沿岸一帯、特に西部の平原地帯を占めていたので、遅れて移住してきた客家系漢人は、山麓部に主に居住した。17世紀には、清朝は客家系漢人の台湾への移民

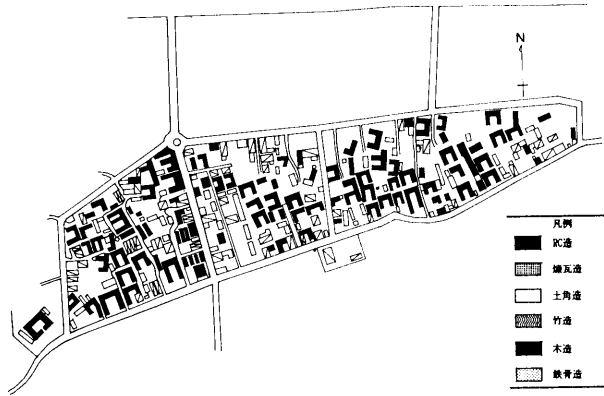


図-1 太康村現況図

を禁止していたが、大陸の慢性的人口過剰のため、1760年には移住を解禁せざるを得なくなり、その後も移住は続けられ、現在では200万人を超す客家系漢人が居住している。

移民出身地により集住方式は大きく福建・閩南系と広東・客家系とに分けられる。これは、閩南系(図-1)が三合院住宅を左右並列に配置しているのに対して、客家系(図-2)は四合院に類似した住居形式で、出身地の住宅様式がそのまま移入されたものと考えられる。

中国人の住宅の建設場所と方位の選択は、「風水」と呼ばれる家相知識が深く浸透しており、今日でも「座北朝南」といった風水思想をもとに、住宅を南向きに建設する伝統が強く残されている。従って集落の道路を東西軸に配置することは、南側道路に接道する宅地を多く確保する上で合理的である(太康村)。街区内に細街路が計画的にとられることは少なく、住宅間の隙間に露地が自然発生的に形成され、街区の規模が大きいほどいわば網の目状にこの露地が巡らされる。一方集落が河川沿いに形成される場合には集落幹線道路はこの河川の形状に規定される場合があり、必ずしも東西方向に環状道路がとられるとは限らないが、川は生活用水以外に集落の防御機能を果たしていたものと推測される(建功村)。

3-2 集落発展に関するケーススタディ

次に、雲林県古坑郷にある福建系漢人から成る集落(荷苞村)を取り上げ、集落の発展過程について検討する(図-3)。

現在この村には1,144人が居住しているが、祖先は今からおよそ300年前に渡台しており、現住者は17世ぐらいに当たる。しかし、この集落は大陸からの移住者によって開拓されたものではなく、水災などにより、周辺各地から移住してきた人々の手で開拓されたもので、現住者は集落開拓者のおよそ3~5世に当たり、中でも3世が多い。

台湾の伝統的住宅である三合院は24軒存在し、正庁の向きは北西3軒、西8軒、南西10軒、南2軒、その他1

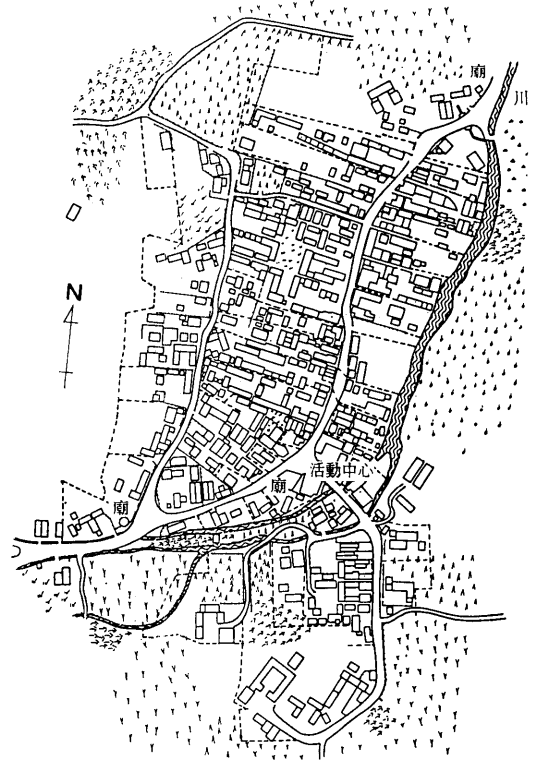


図-2 建功村現況図

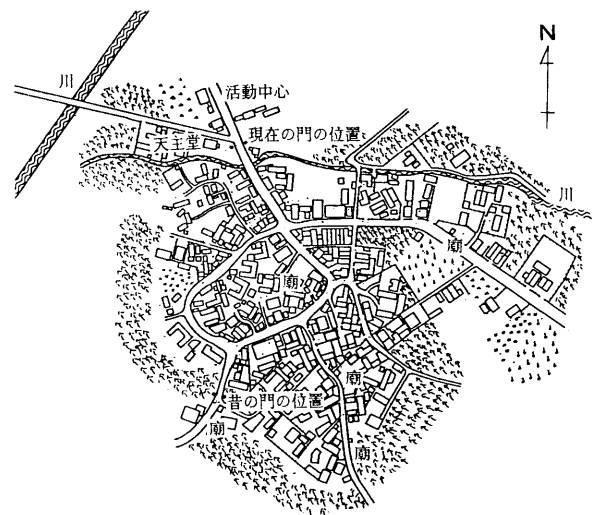


図-3 荷苞村現況図

軒で、主に西・南西方向を向いている。その理由は、集落の北側部分に東西方向に流れる小川が存在していることからわかるように、西側がやや低くなった傾斜地にあるため、この傾斜方向は風水思想、排水などの関係で三合院における正庁の向きを決定する大きな要因となる。風水思想において住宅建設の際「吉」とされるものの1つに、背後に山を持つことが挙げられ、傾斜地においては、正庁の向きは傾斜に沿ってその低い方を向くのが吉であり、荷苞村においてはそれは西向きとなる。一方、雨水等の排水に関して言えば、三合院の中庭に水が溜まることを避け、前面の道路へ排水されることが好ましい。よってこの場合も正庁の向きは傾斜に沿ってその

低い方を向くのが自然である。以上のような理由から、荷苞村の三合院の正庁の向きは地形の傾斜方向に沿って主に西・南西を向いている。

最初の開拓は隣村の高林村より今から120年ほど前に移住してきた高一族の手による。その後、王・関・鄭・呂・陳などの一族がそれぞれ来村し、高一族の周辺に住宅を建設した。現存する住宅の中で古いものは、当時のものであり、今から92年前の1895年（明治28年）にはこの集落には20戸だけしか存在しなかったという記録がある。

高一族は現在の環状道路のほぼ中央に西向きの三合院を建てた。また現在でも祠堂を所有しているのは高一族だけということから、最初に移住し勢力を持っていたことがわかる。またその後の20年間に移住してきた一族も高一族の周囲に、正庁の向きを西あるいは南西を基本としながらも、正庁の前面に他の既存の三合院が位置しないように、三合院の建設場所・方位を決定していった。また住宅の周囲に竹を植え、更に集落の周囲にも竹を巡らしていたという説があることから、初期は環状道路内にだけ住宅が建てられたと考えられる。またこの時期以降、環状道路内への移住はみられない。

一方、ほぼ同時期に移住してきたながら、6つの一族は環状道路外の北側から川までの間に主に移住し、比較的広い土地を確保した。その後、終戦まで村外から環状道路外への移住は続いた。

この間、環状道路内はそこに本家を持つすべての一族による共有地であるので、大規模な増築・拡大が行われたのは、環状道路内の2つの一族間の養子縁組みにおけ

る拡大・新築であり、その敷地は2つの一族の本家の敷地に挟まれた空き地で、こうした特殊な場合にのみ拡大が認められたもので、これに対し、所有面積の割に居住人数が多い6世帯は、環状道路外へと分家を行った。その背景には所有権が一族の共同所有で、所有者全員の同意を必要とするため、増築・建替えが容易に行えないためである。（最初に移住し環状道路に宅地が面していない高一族が原告となって1983年には土地所有権の分割に関する裁判が行われた。）

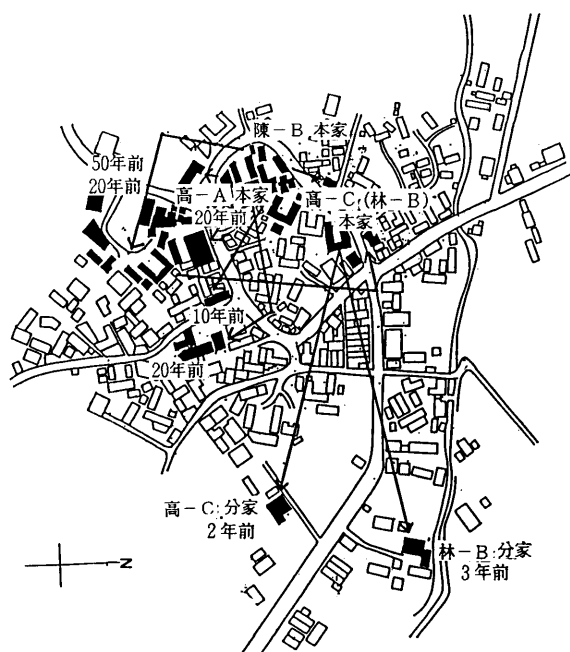
この時期、集落内部の一族の分家（事例－1）および村外からの移住の2つの要因により、集落は膨張を続けた。

1947年「公地放租」、1949年「耕地三七五減租」、1951年からの「公地放領」、1953年「耕者有其田」の4段階の戦後の農地改革の結果、荷苞村においても小作農の独立がみられた。それぞれ独立し、地主の住宅や集落の外れの山小屋などから、現在の敷地へと移居を行った。

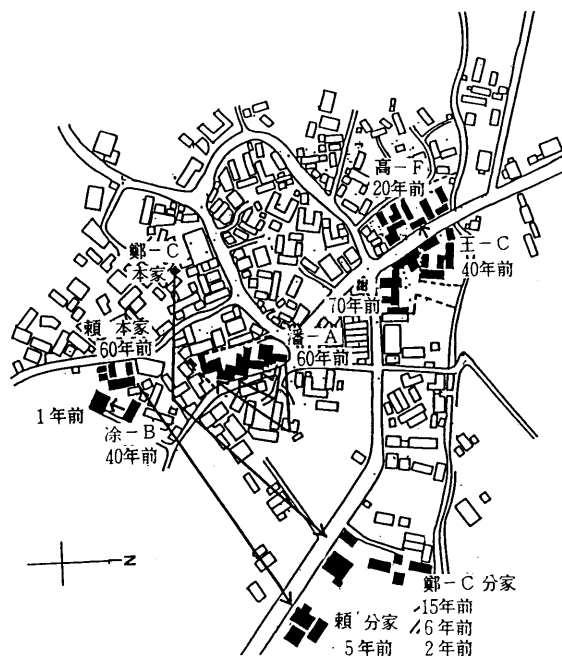
また戦後になるとようやく、現在の場所に廟が建てられ、更に15年くらい前にRC造に建て替えられた。

更に初期に環状道路外に移住してきた一族も盛んに増築を行うようになるが、敷地が比較的広いいため、現在までのところ敷地内のみで増築・分家を行っている一族が多い。これに対し、環状道路内の一族は前述したように引き続き環状道路外へ分家して出ていっている。

このように新たな土地へ分家が行われ（全体で29例）、主にこれによって集落が膨張してきたと言える。ただ今から20年前まではすべて環状道路内からの新たな土地への分家であったが、逆に以降は、環状道路内からの分家



事例－1 環状道路内部から外部への分家の例



事例－2 環状道路外部から外部への分家の例

は5例、環状道路外からの分家は7例あり、今から20年前を境にして、新たな土地への分家は環状道路内の一族によるものからその外側に居住する一族によるものへとその主流を移行させている(事例-2)。その際、既存集落内部での住宅建替えでは、財産の均分相続の原則により、細分化された細長い宅地に都市の連続型集合住宅に類似したRC造一列型住宅が建設されることが多く、一方集落周辺部の農地転用による新築の場合は宅地が広くとれるため、庁を中心とする三間起に類似した平屋建ての住宅が多く見られる。

このように近年の分家の特徴は、分家の際の財産分割で継承した集落内の自己所有の農地にRC造の住宅を新築するというもので、最近5年間、特に南東部へと延びる道路沿いの農地に新築する例が多い。一方移住から3世代以上の一族が多く、一族内での財産所有形態の複雑化と宅地の細分化、更に産業構造の変化に伴う都市部への人口流出も重なり、古い三合院の中には空き家が増加し、集落内部の空洞化も起こっている。

4. 伝統的農村住宅の平面構成

台湾の伝統的住宅は、中国の南方系住宅が台湾に持ち込まれ、風土・社会に適応するよう変化したものである。台湾の伝統的住宅の典型として取り上げられるのが、凹字型平面を持つ三合院住宅で、その空間構成は民間宗教の「人界観念」、風水思想の「生氣観念」、倫理的「位序観念」に規定されると言われている。

1) 民間宗教の「人界観念」

信仰する宗教にのっとった住宅内外における表現や建築上禁忌されていることがらである。

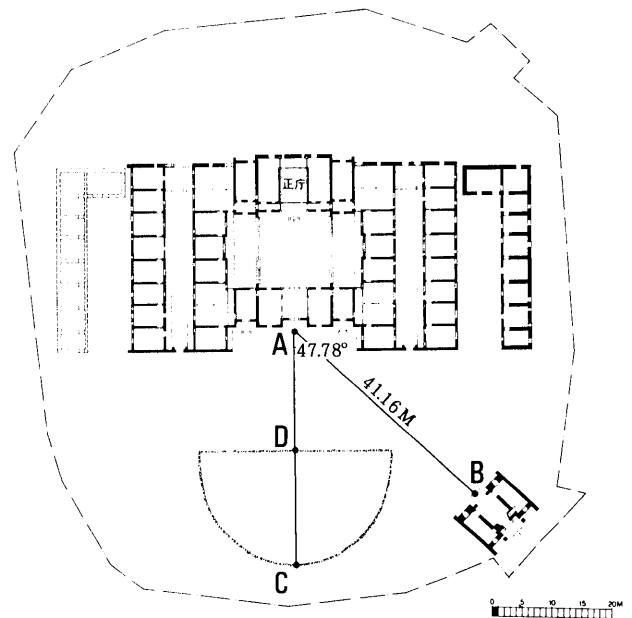
2) 風水思想の「生氣観念」

住宅の位置・配置・軸線の向き・対称性・入口の位置や寸法などに関するものである。

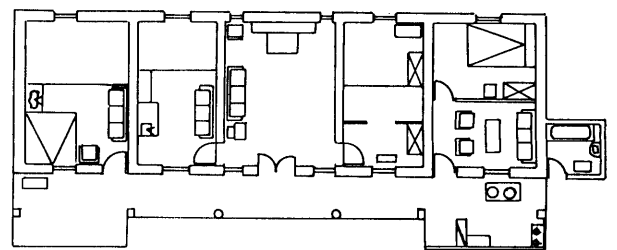
事例-3は台中県潭子郷大豊村にある1879年に完成した林家の「摘星山荘」である。その平面計画は、

- i) 風水で「吉」とされる丘を背にし水を前にするよう、南に人工池が造られる。
- ii) 住宅の向きが真南向きというのは神の住む廟とその子孫である皇帝の住宅の向きであるので禁止されている。従って、正庁の中央を通る軸線は7.5度西にずらされている。
- iii) 門庁の入口の点Aから正庁の中心線の延長線上にADとDCが等しくなるように点を取り、人工池の大きさを決める。またACの長さと同じ長さABを主人の生辰八字により定められた角度にとり、そこを門楼の入口の位置とする。またAC(AB)の長さも主人の生辰八字により定められている。

こうして決定された門楼の位置が、主人の「気」が



事例-3 摘星山荘配置図



事例-4 五間起の住まい方の事例

資料：「農村土地利用與社與發展綜合規劃研究報告」

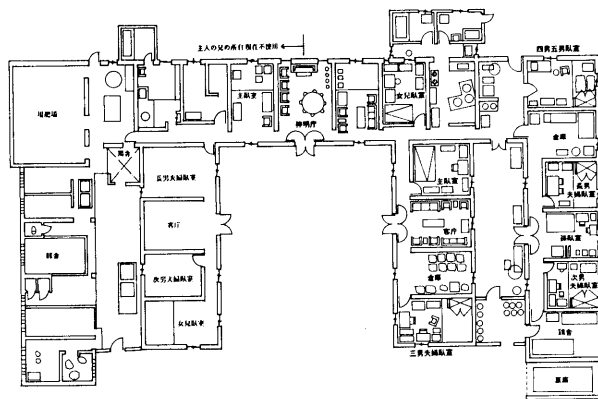
入ってくる方向であると考えられている。住宅の平面形を人体に倣い、「気」は門楼を通り、門庁の入口の点、「丹田」を通り、「胸」に当たる埕を抜け、「頭」に当たる正庁に入る。そして「腕」に当たる家族が住んでいる両側の廂房に均等に分散していくと考えられている。

3) 倫理的「位序観念」

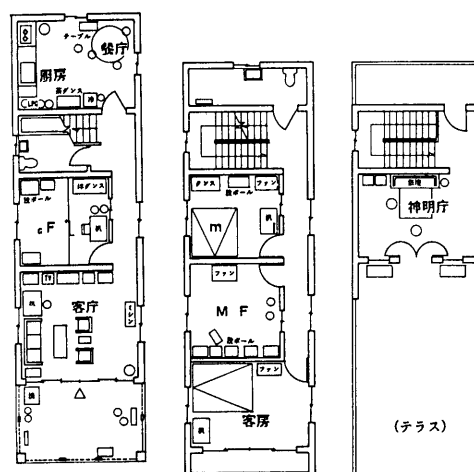
基本となる平面は、住宅の正中面に正庁を、その左右に家族の居住する房間を配した、3部屋から成る簡素な平面を持つ三間起が基本である。房間には明確な序列が付けられており、正庁の祭壇を背に左が右より上位とされ、左の部屋「大房」に両親が、右の部屋「二房」に子供が居住する。そして家族人数の増加に伴い、大房と二房に続けて三・四房が継ぎ足され、一庁四房から成る五間起の平面が形成される。正庁は祭祀・接客空間として使われ、家族のだんらんはそれぞれの房間でも行われている(事例-4)。厨房は別棟に設けられることが多く、三間起のような小住宅においても厨房を持つことから、その住宅が経済的に独立した生産・消費単位であることを示している。

この五間起は、室を直線に並べた単純なプランであるが、房間への動線が臥室を通り抜けないようにしており、正庁は大房・二房への通り抜け空間ともなっている。

更に子供の結婚等により家族人数が増加し、主屋だけでは住みこなせなくなると、再び増築がなされる。この段階で「護龍」（伸手）の建築が行われるが、護龍の建築にも左右対称もしくは左列優先で行われるという原則がある。護龍に設けられた房間は、共通の広場である埕に面して開口が設けられる。このようにして、凹字型の有軸性・左右対称の平面を持つ住宅が形成される。更にこれ以上の房間が必要になると、第一伸手（内護）の後方に並行して第二（外護）、第三（第三護）の棟が増築される（事例－5）。この事例では、正身の中央に配する正庁と埕は同居家族が共同使用しているが、その他は分家により財産を分割し、経済的に独立した各世帯が専用の厨房を持ち、接客とだんらんを兼ねた客厅を所有している。台湾の人々は、家族の多数を誇り、数代にわたり分家をせず拡大する家族が住み分けを行う同財同居を中心とする大家族制を理想としてきたが、今日では分家により息子たちは均等に父親の財産を相続し、両親（ないしは片親）の存命中に財産が男子に均等分割され「異財同居」が行われたり、老父母が1週間または1カ月単位で各々の息子の家を順番に回る「輪食制」も存在しており、かつての大家族制の理想と今日の状況は異なったものとなっている。



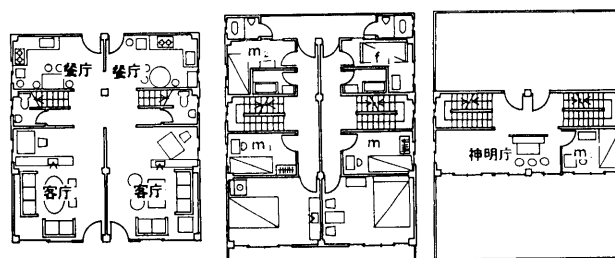
事例－5 大規模三合院を分割し同居している事例
現在5世帯が同居している。



事例－6 一列型住宅（戸建て）の住まい方

5. 新築農村住宅の平面構成

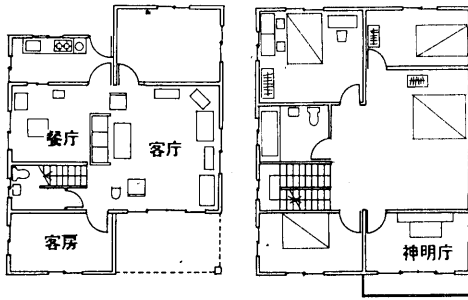
台湾の新築農村住宅の平面構成には幾つかのタイプがみられるが、1970年代から80年代前半にかけては都市部に多い一列型住宅が多く建設された。その平面構成は、道路に面した開口面に客厅を、一方の開口面に換気のために厨房・餐厅をまとめてとり中央部に臥室を1列に並べる「明庁暗房」と呼ばれる「街屋」から発展した「販厝」と同一の平面構成である。1階に主に客厅や餐厅などの公室と老人の臥室を、2・3階に臥室と神明庁を設ける例が多い（事例－6）。また祭壇の置かれる部屋（神明庁）の上部には居室を設けないのが一般的であり、従って最上階の外気に面した前面の部屋が神明庁に充てられることが多く、2階の前面の部屋にとられた場合はその上部に居室が設けられることはない。従ってこの平面形では正庁は三合院住宅が本来持っていた祭祀・象徴機能を持つ神明庁と接客・だんらん機能を持つ客厅に分離されることになる。都市住宅と違い連棟形式は少ないので、各居室には通風確保のため横方向に窓が開けられているが、それでもRC造は三合院よりも夏は特に2階が暑いようで、屋上テラスの上にスレート屋根をかけている住宅が多く見られる。また中には兄弟で一列型住宅を連続



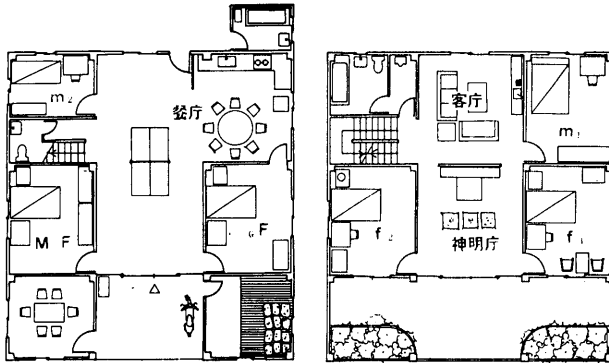
事例－7 一列型住宅（二戸連）の住まい方

して建てている例も見られた（事例－7）。その平面の基本は、左右対称と一列型住宅の連続であり、客厅・臥室厨房・餐厅および浴室・便所は世帯ごとに設けられるが神明庁だけは最上階の住宅全体の正中面に1カ所だけとられ、各世帯からアプローチできるようになっている。

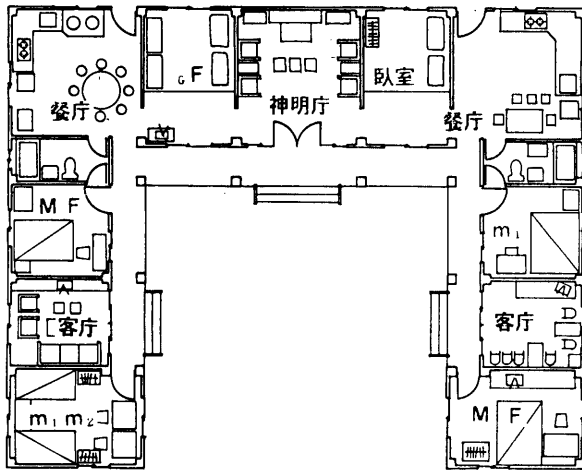
次に、二列型住宅は1980年代後半より建設されるようになったタイプで、明庁を基本とし、かつ居室の2面開口を可能にするため、開口面に2室を配し、住宅中央部分に階段室とバスユニットをコンパクトにまとめ、片廊下をなくし通り抜け空間を設けている（事例－8）。1階



事例－8 二列型住宅の住まい方



事例－9 三列型住宅の住まい方



事例－10 RC造三合院の住まい方

は客厅・老人臥室に充てられ、2・3階にはその他の臥室が設けられることが多い。

以上は従来の三合院形式とはかなり異なる平面形であるが、これに対し、庁を中心とその両側に居室を並べた、三間起に類似した住居タイプがある。これは比較的宅地規模が広い場合に多く見られる型で、事例－9では、2階に客厅・神明庁がとられ、祭壇は外気に面する正面に配置され、伝統性を保持する一方、台所や浴室などは近代的な設備がなされ、今日の農村住居の典型的な事例として位置付けられよう。

更に伝統的な三合院と同じ平面形の住宅がRC造で建設されるケースがある。「正身」や「護龍」の部屋数はや

はり3や5などの奇数が多く、平面構成も風水思想に従い左右対称である。事例－10は内湖村に新築された兄弟2世帯が母親と共に三合院を分割して住んでいる、異財同居の事例である。右の護龍の餐厅と正庁の右臥室との間の壁で明確に分割されており、厨房（カマド）は世帯別に独立して設けられ、その位置は対称な位置にある。またそれぞれ護龍の端の一番広い部屋が主臥室に充てられている。建物ははっきりと二分されているが、正庁だけは共有である。また平面形は伝統的な住宅に酷似しており、厨房や浴室やトイレなどの設備は近代化され、ユニットバスは元来正身と護龍の間に当たる左右対称の位置に設けられている。

このように今日の台湾の新築農村住宅は、都市住宅の強い影響を受けた一列型住宅から伝統的な三合院の平面形をそのまま踏襲した型まで、多様な展開をみせている段階にある。

6. 都市住宅の系譜

6-1 街屋と菜刀型住宅

清代初期から都市地域においては「街屋」と呼ばれる住宅様式が存在した。街屋は平均5m前後の間口に対し、中庭を設けながら奥行きが普通その数倍から長いもので十数倍以上にもなる細長い住宅である。平面は基本ユニットの連続により形成されており、最も簡素で基本となるものは、表に客厅、裏に厨房・餐厅・浴廁をとり、中央部に臥室を並べ片廊下でつなぐ「明庁暗房」と呼ばれる平面構成である。またこの平面構成は台湾独自の住宅様式ではなく、東南アジアの各地に分布しており、間口の狭い住宅の1つの基本的平面構成であると同時に、台湾においては、現在の都市住宅・集合住宅の原型と言える（図－4）。都市地域における伝統的な住居形式の「街屋」は、戦後の市区改正などにより奥行きが浅くなり、平面形が野菜包丁の形に似ていることからこの住居形式は「菜刀型」住宅とも呼ばれている。この平面構成は典型的な「明庁暗房」で、まさに街屋の基本ユニットに類似した平面である。当時の廁所は汲み取り方式で、また厨房・浴室の換気のためにもこうした諸室はまとめて住戸外にとられている（図－5）。

6-2 透天厝

次いで土地の高度利用と住宅面積拡大のため、「菜刀型」平面を積層し、住宅内に階段を持つ形式が現れるようになる。垂直方向動線が、初期に見られる曲がり階段の場合、裏側居室が通り抜け空間となり個室にしても極めて面積が狭小なものとなる（図－6）。このため、公壁に対し水平方向に階段を設けることにより、居室の面積

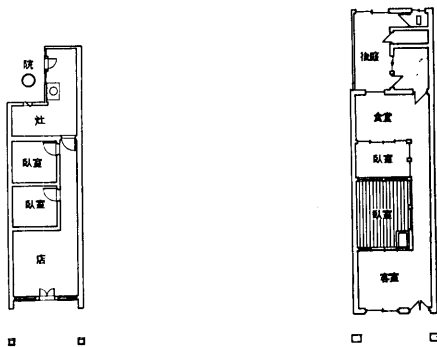


図-4 「街屋」平面図 図-5 菜刀型住宅平面図(1)
明治・大正期頃建造

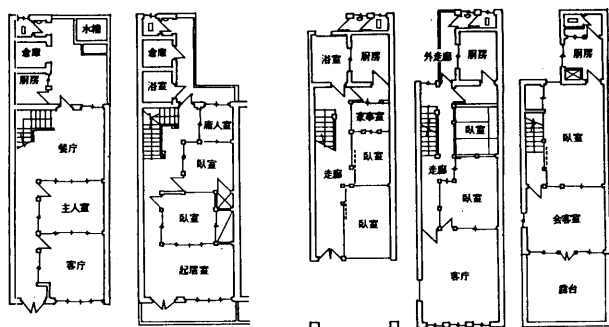
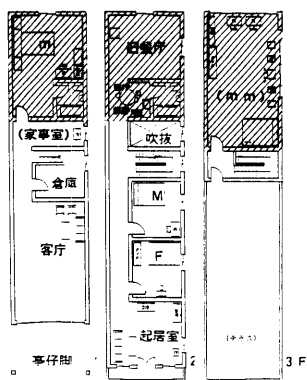


図-6 菜刀型住宅平面図(2) 図-7 菜刀型住宅平面図(3)
台北市 華南銀行社宅 1956年建造 台北市 華南銀行社宅 1958年建造



事例-11 販厝の住まい方 雲林縣 斗六鎮 1960年建造
アミの部分は増築

もある程度確保でき、動線も整理された(図-7)。しかし、依然として通路部分の納まりは良くない。またこの事例では浴室・便所が1室にまとめられているが、これは1953年頃から浄化槽が普及し簡易水洗便所に改良されたことが要因である。この結果従来の裏庭側の汲み取り用道路は、本来の機能を失い裏側道路となり、後に今日義務づけられている防火用道路に引き継がれることとなった。更に設備部分が住宅内に取り込まれ、また通路面積縮小のため階段が工夫され、よりコンパクトな平面構成へと発展していった。

下は土地から最上階まで1棟全部を個人が所有する「透天厝」形式の販厝の平面構成は、1階の道路に面し

た部分に客厅、反対側の開口面に厨房および餐厅がとられ、中央部に臥室、浴室・トイレ、階段室がとられる「明庁暗房」を継承した平面構成であり、2、3階部分には片廊下をとり神明庁・臥室を1列に配した平面構成を成す。公壁に直角方向に階段室を持つ場合、特に3階などに容易に増築を行うことができる。また、祭壇の置かれる部屋の上には居室を設けないのが一般的であり、最上階の外気に面した道路側の部屋に神明庁がとられることが多い(事例-11)。

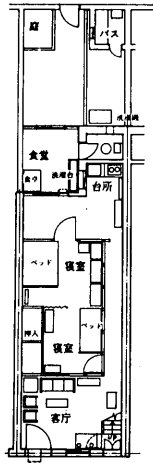
6-3 公寓

次にフラット形式の場合、階段室の付き方の変化と間口幅の拡大が、平面構成の発展に関与している。その原型となるのは、1950年代に多く建設されていた、菜刀型平面を2層積み上げたフラット形式の住宅である。1階住戸の平面構成は基本ユニットと類似したものであり(事例-12)、外部から直接アクセスできるよう公壁沿いに階段が設けられた2階住戸の平面構成は、アプローチの位置が異なるものの、「明庁暗房」の基本的平面構成を保持している(事例-13)。

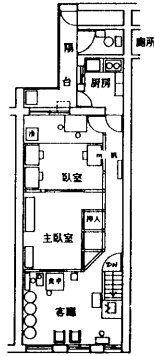
また間口が狭いにもかかわらず、中層化した場合も専用直線型の内部階段室が設けられる住宅が現れる。階段室から各階住戸への入口は各階により異なり、客厅は直接出入口に面した部分にとられ、暗庁となることが多い。この客厅の配置は開口部に面してはいないものの、トポロジカルに前面(アプローチ側)に配されている点では、伝統的平面構成と類似している(事例-14)。

しかし、直線内部階段では奥行きの関係上多層化に限界があり、また客厅が「暗庁」となる欠点を有している。従ってこれらの点を解決するため、開口面が狭く通風条件が悪くなるにもかかわらず、道路側アプローチ部分に階段室を設けた住居形式が現れ、また奥行きが深い住宅では、居室の通風・採光を確保するため、「街屋」の深井のごとく住宅中央部に光庭を設け、設備諸室を面するように、また開口部に臥室を配した住宅が多く建設されている(事例-15)。

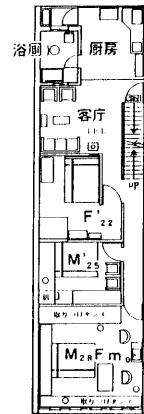
また敷地条件により比較的広い間口が確保可能な場合、1室でも多くの臥室が外気に面するよう計画された住宅が現れる。外気に面した臥室はプライバシーも確保されやすく主臥室にとられる傾向がみられる。また専用の廊下は消失し、住宅中央部に配された餐厅および客厅が通り抜け空間になっている(事例-16)。更に近年の高層集合住宅においては、エレベーターが設けられたり、設備の近代化によりユニットバスの強制換気が可能となり、設計の自由度が増大し、主臥室専用のユニットバスが設けられるなど、規模的にも主臥室の充実が図られている。しかし、客厅の前面配置、外気に面した厨房・臥室、公室ゾーンの分離という平面構成の原則には変化が



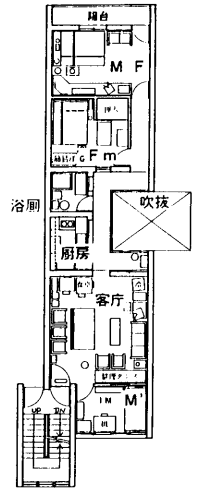
事例-12 初期の公寓
1階の住まい方の例



事例-13 初期の公寓
2階の住まい方の例



事例-14 専用直線型の内部
階段を持つ公寓



事例-15 階段室が前面に
飛び出した公寓

1960年代に、台北市内に建設された連棟式4階建て分譲住宅の4階住戸部分の住まい方の事例である。この場合客庁を通り抜け空間とすることにより、結果として通路面積を減少させている。また開口部分に面さない臥室は著しく通風・採光が悪い。従って通風・換気のため臥室には換気扇が取り付けられている。またこの住宅は5年前に中古住宅を購入したもので、当時の間仕切りの位置は現在と同じであったが、各臥室と廊下の間仕切りは、住戸内の通風を良くするため設けられず、その上扉さえもなかったということである。

見受けられない。

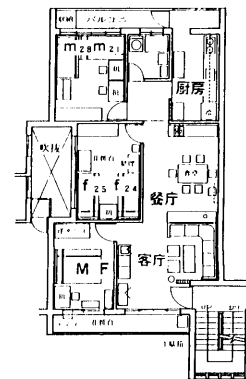
7. 公私室型住宅の原型

今日の台湾の都市集合住宅の中には、国民住宅や民間分譲住宅に見られるような、アメリカの影響を受けた台湾の伝統的住居形式とは異なる公私室型住宅が建設されている。ところで、アメリカからの影響は戦後まもない1950年代はじめの米軍向けアメリカ式住宅の建設に遡ることができる。それは典型的な公私室型住宅であり、台湾の人々にアメリカの住様式の直接的観察の機会を与えたばかりでなく、現在ではそれらの住宅に台湾の人々が居住している。本章では、戦後最も早い時期に建設されたこのアメリカ式住宅を対象とし、現在の住まい方の特徴を明らかにする。

7-1 平面構成と配置計画

調査対象であるアメリカ式住宅は、第2次世界大戦後、外貨獲得の目的で銀行が経営主体となり建設された、アメリカ軍人向けの賃貸住宅である。台湾側の設計者がマスタープランを作成し、国防部軍事工程委員会(MCC)に提出し、MCC内のアメリカ軍の審査を経て、標準平面が決定された。その審査内容は、①平面プラン②構造③設備などである。それらを基本にして、その後各銀行は西海岸の主要都市に建設を行った。現在では銀行社宅や一般の賃貸住宅として利用されている。

平面構成は、下足を前提としたいわゆるnLDK型で、アメリカの雑誌を参考に設計された公私室分離が明確な平面プランであり、広いLIVING ROOMとDINING ROOMそして2室ないし3室のBEDROOMと独立したKITCHENから構成される。BEDROOMの中でも一



事例-16 バッテリータイプ(二列型)の公寓

番奥にある部屋が規模が大きくMASTER BEDROOMとして計画されていた。また設計時のアメリカ側の要求により、暖炉とPORCHも設置された。アクセスはLIVING ROOM前面である。構造は当初木造であったが、後にはレンガ造へと変わり、またMAIDS ROOMが後にKITCHENの後方に設けられるようになった(図-8)。

配置計画についてもアメリカ軍による戸数や住棟間隔等の指定に従ってマスタープランが決定された。市の中心部に近い住宅街の中にある台中市の事例では、堀によって区画された敷地内に17戸が規則的に配置されている(図-9)。一方、台北市陽明山の事例では郊外の丘陵地にあるため、地形の起伏に合わせて全体的に不規則な配置となっているが、初期に建てられた木造の区域では、台中市の事例と同様に住宅の長軸をおおむね東西方向に合わせた配置となっている。しかし、いずれも各住戸は道路を挟んで向き合い、方位に対する考慮は少ない。

7-2 公室の構成

客庁は接客空間のみでなく、祖先や神々を祀る祭祀空間でもあった。現代の都市住宅においては核家族化の進行、宗教性の希薄化に伴い、祭祀空間としての機能は薄れつつあるが、接客空間・だんらん空間として住宅の中心的位置を占めている。アメリカ式住宅は、公私室型の平面構成であるが、客庁にふさわしい空間が LIVING ROOM として設定されているため、全例とも客庁はこの位置にとられ安定し、応接セット、テレビ等がしつらえられている（表-1）。

公室ゾーンにおける行為としての接客・だんらん・食事の場の重合と分離の状況を見ると、13例中10例が、接客とだんらんが重合し、食事が分離する型である（表-2）。接客とだんらんの重合については、来客時は家族は

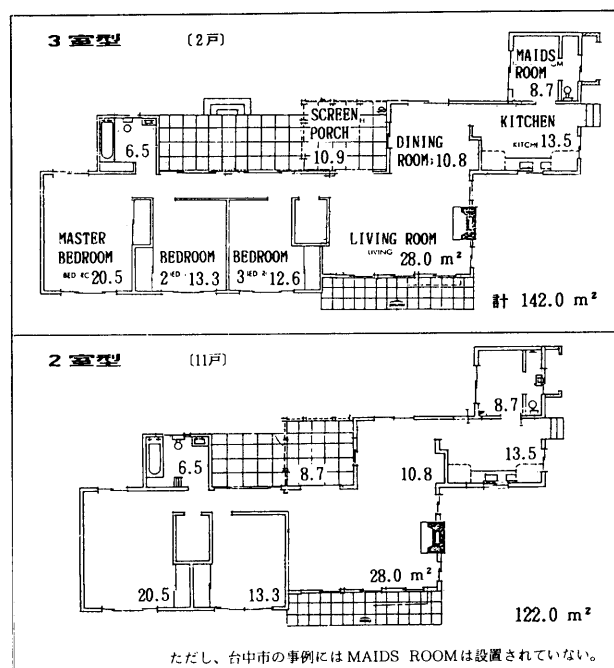


図-8 アメリカ式住宅の原型平面図

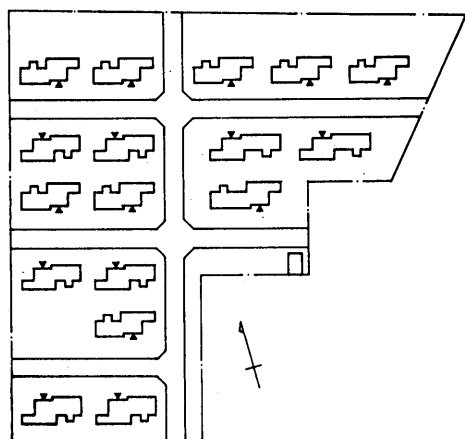


図-9 アメリカ式住宅の配置図〔台中市〕

表-2 アメリカ式住宅の接客・だんらん・食事の場

空間 ^{*3} 行為 ^{*2}	LDK	LD-K		L-DK	L-D-K	計
		LD-一体	LD-分離			
G-F-E	-	6	2	2	-	10
G-F-E	-	1	1	-	-	2
G-E ^{*1}	-	-	-	-	1	1
計	-	7	3	2	1	13

*1 だんらんが不明なもの

*2 G:接客, F:だんらん, E:食事

*3 L:客庁, D:餐厅, K:厨房

各自の部屋に移動するなどして対応しており、インタビューからは特に接客とだんらんの分離要求をうかがうことはできなかった。

次に、空間形態としての客庁と餐厅の分離・一体化の状況を見ると、オリジナルの平面は LD-K の構成で、客庁と餐厅の空間的・視覚的なつながりが、居住者にとって不都合な点として挙げているものがある。例えば、「来客時に食事をするのが都合が悪い」などであり、従って L と D を分離するため客庁と餐厅の間に背の高い棚やサイドボードを配置して視線を遮断したり（事例-17）、面積に余裕がある厨房で家族の食事を行う事例が見られる。

7-3 臥室の構成

アメリカ式住宅の入居世帯は単純家族が大半で、臥室構成は主臥室1室と子供臥室数室というのが基本であるが、いずれも1~2室の増築がみられ、最終的には3~4室という構成になっている。

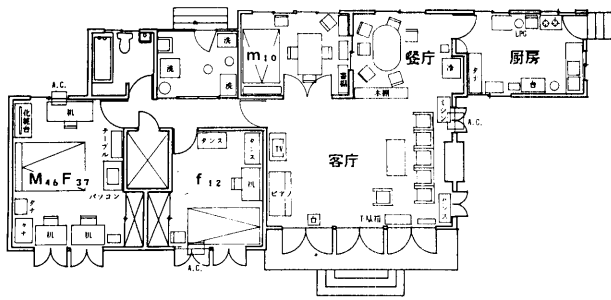
夫婦別就寝の1例を除くと、12例のうち10例までが一番奥の BEDROOM に主臥室がとられている。この部屋は、もともと MASTER BEDROOM として計画されており、面積的に最も広く、十分な規模を持つこと、また位置的には一番奥でもありプライバシーも高く、バス・トイレに近いなど主臥室として安定すべき条件を備えて

表-1 アメリカ式住宅の住まい方一覧表

L	D	K	BR1	BR2	BR3	増築1	増築2	増築3
客庁	餐厅	厨房	M ₄₀ F ₃₉	m ₁₃ m ₁₂	—	書房	—	—
客庁	餐厅	厨房	M ₅₄ F ₅₂	f ₂₃	旧臥室	家事室	—	—
客庁	餐厅	厨房	M ₅₂ F ₄₃	m ₁₉	—	m ₁₇	—	—
客庁	餐厅	厨房	M ₄₆ F ₃₇	f ₁₂	—	m ₁₀	—	—
客庁	餐厅	厨房	M ₅₁ F ₄₄	m ₂₁	—	m ₁₉	—	—
客庁	餐厅	厨房	M ₄₉ F ₄₃	m ₁₃	—	f ₁₅	—	—
客庁	餐厅	厨房	M ₄₀ F ₃₈	f ₁₂ f ₁₁	—	m ₁₅ m ₉	—	—
客庁	餐厅	厨房	M ₄₅ F ₄₁	f ₁₃ f ₁₂	—	神明庁	m ₉	—
客庁	餐厅	厨房	M ₃₆ F ₃₄	f ₃ m ₁	—	書房	F ₂₆	—
客庁	客庁	厨房	M F	m ₃ f'	—	遊戯室	m ₈ f ₉	餐厅
客庁	客庁	餐厅	ピアノ室	M ₄₈ F ₄₆	—	ピアノ室	客房	—
客庁	餐厅	厨房	m ₂₅ m ₁₉	M ₅₃ F ₄₈	—	f ₂₂	—	—
客庁	餐厅	厨房	M	Fmm	f'	客庁	書房	—

〔凡例〕

- ① Mmは男性, Ffは女性。② 'は、傍系家族または使用人。
- ③ 数字は年齢。④ 旧臥室とは、現在は不利用の臥室のこと。
- ⑤ (増築1)はSCREEN PORCH部分, (増築2)はバスルームとの間, (増築3)はそれ以外を示す。



事例-17 客厅前面のテラスではきかえを行っている。
客厅と餐厅の間に背の高い家具を置いて空間を分割している。

いる。この主臥室には全例（未調査分を除く）でベッドがしつらえられ、イス座式の生活が営まれている。また書房要求による机の持ち込みも顕著で、更に夫婦の居間的な機能も付加され、主婦の親しい友人の接待を行うという事例も見られる。

子供臥室が1室あるいは2室でも BEDROOM 3室型の場合の各1例を除けば、8例までが子供臥室を2室必要としており、居室数の不足から増築がなされるが、客厅の奥に SCREEN PORCH があり、床レベルが居室と同じで、また屋根と網戸によって半居室空間化されていたことから、すべての事例でこの位置に増築がなされている。増築の要因としては、臥室の不足のみならず、臥室以外の余裕室要求も顕在化している。例えば、臥室数が足りている事例においても、それぞれ書房・家事室の増築がなされたり、臥室増築の8例の中で3例が臥室のみならず、更に1室増築し神明庁・書房・子供の遊戯室として使われ、残る5例においてももう1室希望する部屋として書房・客房そして卓球室を挙げている。

8. 国民住宅の建設と平面構成

8-1 住戸の平面構成

戦後まもなく大陸から渡ってきた難民の一部は、公園や川べり等の空き地に掘っ立て小屋を建てて住み着いた。これらの不法占拠建築は都市の美観や衛生上問題となり、台北市では1957年「国民住宅融資条例」を施行し、これらのスラムの改善を行ってきた。1974年に台北市国民住宅処が発足してから、本格的なスラムクリアランスが実施され、最初の国民住宅が建設された。初期のものは5～6階建てで、平均住戸面積は40m²程度であったが、その後大都市の住宅不足解消のため高層化し、最近では12～15階建てで住戸面積も平均70～80m²と拡大し、高層集合住宅として一般の低収入層のための住宅供給も兼ねて行うようになっていく。

初期の国民住宅は、低所得者層を対象としていたため

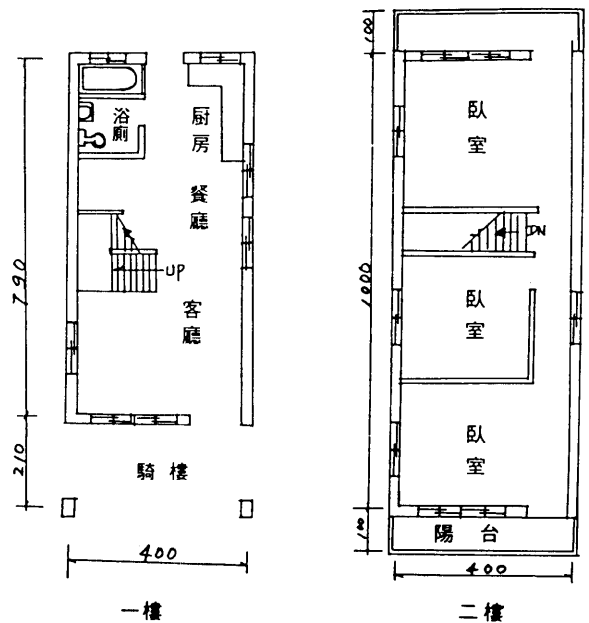
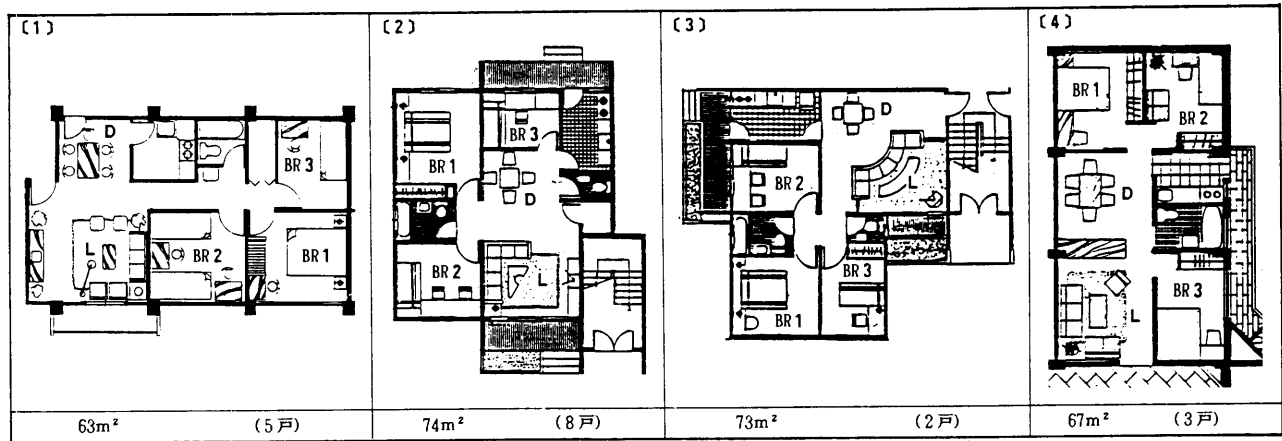


図-10 販厝に類似した初期の国民住宅

規模も小さく、その平面構成は販厝に類似したものであった。収集プラン²⁾141例の中にも9例2層式の一列型平面³⁾が含まれているが、この場合1階を客厅や餐厅や厨房といった公室に、また2階には臥室をとり公私が明確に分離されていた（図-10）。

このような販厝の形式を受け継いだ2層式平面は、いずれも1976年～77年の早い時期に建設されているが、それ以降になると、フラット形式が主流となっている。このテラスハウス形式一列型平面からフラット形式平面への移行の要因として、中高層化が進むと従来の一列型では階段室やエレベーターホールの処理が困難なのに対しフラット形式は自由度が大きい点が挙げられる。更にそこにはアメリカの強い影響力が認められ、収集プランの中で標準的規模である臥室数が2・3・4室の平面においては、公室ゾーンと私室ゾーンとを明確に分離した公私室型平面が圧倒的に多い。中でも中廊下型の私室ゾーンが形成されるタイプは、面積的には小さいながらもその平面構成は、かつて米軍向けに建設されたアメリカ式住宅のものと酷似している（図-11の〔1〕）。

しかし、アメリカの影響下で発展してきたこれら国民住宅も、公私室のつながりやアクセスの仕方において多様性がある。中廊下型の公私室分離タイプでも厨房の位置にはバリエーションがあり、アメリカ式住宅と同様に私室ゾーンと分離するものから、私室ゾーンに割り込む形でバスルームと水まわりゾーンを形成するものなどが見られる。また公私領域を分離したものでも中廊下をとらずLD空間を中心に配置して通り抜けの動線を処理するタイプも多く見られ、この公室中心型の中には、私室ゾーンが分散し公私領域が混在しているプランもある。



数字は延べ床面積、() 内は調査件数を示す。

表-3 国民住宅の住まい方一覧表

タイプ	BR 1	BR 2	BR 3	L	D
1	M F	f ₁₀ f ₈	M F*	客厅	餐厅
1	M F	m ₉ f ₈ f ₅	書房	客厅	餐厅
1	m ₁₂ m ₁₀	M F	m ₁₂ m ₁₀ *	客厅	餐厅
1	f ₁₃ f ₁₁	M F	ピアノ室	客厅	餐厅
1	m ₁₅ f ₁₂ m ₈	余室	M F	客厅	餐厅
2	M F	m ₂₉	m ₂₇	客厅	餐厅
2	M F	f ₁₀	m ₁₃	客・餐	—
2	M F	客房	余室	客厅	餐厅
2	M F	客房	余室	客厅	餐厅
2	MFm ₄ m ₂	書房	遊戲室	客厅	餐厅
2	f ₁₈	M	m ₁₉	客厅	餐厅
2	貸間	F f ₁₈	m ₂₁	客厅	餐厅
2	F' ₂₀	M ₂₃ Fm ₀	GM GF	客厅	餐厅
3	M F	f ₁₄ f ₁₃ f ₁₂	仕事部屋	客・餐	—
3	f ₁₆ f ₁₀	M F	m ₁₈	客・餐	—
4	M F	m ₉ m ₇	f ₅	客厅	餐厅
4	M F	f ₉	m ₁₁ m ₅	客厅	餐厅
4	余室	GF	M F	客厅	餐厅

〔凡例〕 ・MFは夫婦、m・fは子供、GM GFは老夫婦を表す。
 ・数字は年齢を表す。
 ・' は傍系家族を表す。
 ・* は2室を一体的に使用するものを示す。

8-2 住まい方

客厅に設定されている居室は、出入り口が直接付き、しかも一定の規模が確保されているため客厅として安定し(表-3)、ソファセットやテレビがしつらえられる。また祭壇を設ける場合は、壁を背にして客厅の開口面に向けて置かれるのが一般的である。改修によりバルコニー部分を室内空間化して客厅の規模拡大を図るものが2例見られ、客厅の規模拡大指向がうかがわれる。また出入り口がLD空間のD側に付くものもあるが、餐厅は家族内の領域であることから、間仕切りを設けて通路をとり、客厅への独立アプローチを確保するものも見られる。

国民住宅においてもはきかえは一般的であり、1例を除いてすべてはきかえが行われていた。はきかえの理由

図-11 調査対象住戸平面

表-4 国民住宅の接客・だんらん・食事の場

空間*3 行為*2	LDK	LD-K		L-DK	L-D-K	計
		LD一体	LD分断			
G F-E	2	9	3	—	—	14
G F E	—	3	—	—	—	3
G-E*1	—	1	—	—	—	1
計	2	13	3	—	—	18

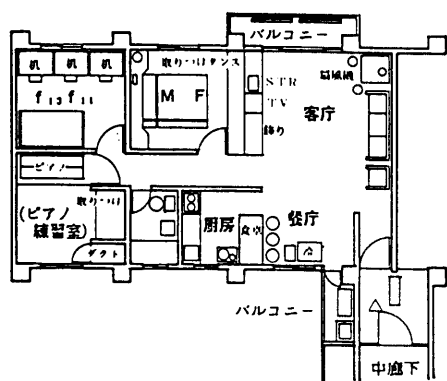
*1 だんらんが不明なもの

*2 G:接客, F:だんらん, E:食事

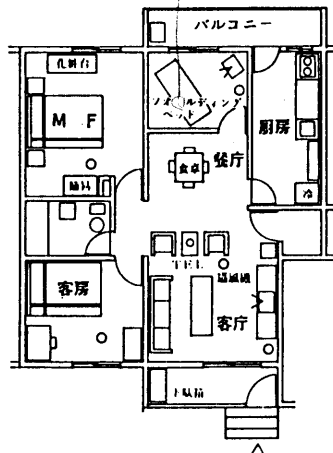
*3 L:客厅, D:餐厅, K:厨房

として多く挙げられているのは「住宅内の清潔の保持のため」と「主婦の家事負担の軽減のため」であった。調査住戸の平面はこのはきかえのための場が考慮されたものでなく、1階のベランダから直接客厅にアクセスする住戸を除くと、多くは廊下や階段室に出入り口が直接付く形式で、客厅の隅に箱を置いて下足の収納を行うが、下足が狭い廊下や階段室に並べられている場合も多い。はきかえの場を確保するために隣戸と共同して共用の廊下の一部を区画し玄関化しているものが見られた(事例-18)。またベランダからアクセスする場合は、世帯専用のはきかえの場が設定できるが、このベランダ前面を間仕切って玄関化するものが多く見られ、間仕切りと扉にはシャッターや鉄格子を用い、プライバシーの確保とともに防犯性能の強化が図られている(事例-19)。

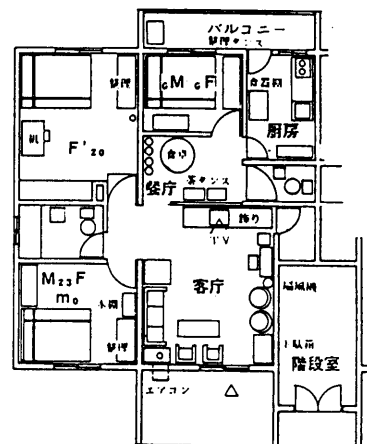
次に、公室ゾーンでの接客・だんらん・食事の場の行為の重なりをみると、18例のうち14例までは接客とだんらんが重合し、食事が分離する型である(表-4)。客厅と餐厅との空間的なつながりは、餐厅と厨房との仕切りを取り除いてLDK構成とする2例を除けば、オリジナルの平面通りのLD-K構成となっており、客厅で接客とだんらん、そして空間的につながる餐厅で食事というスタイルとなっている。しかし、この中でも「客厅と餐厅が一体化しているのは、内側と外側の区別がつかない」として、客厅と餐厅とを家具や板壁で仕切るものもある



事例-18 隣家と共同して共用の廊下の一部を区画し玄関化している事例



事例-19 バルコニーをはきかえの場にし、更に前面を鉄格子で区画して玄関化を図る事例



事例-20 客厅と餐厅とを板壁で分断している事例

(事例-20)。

次に、臥室のとられ方をみると、全事例とも臥室数は3室で、いずれも独立性が高く臥室の分割は見られず、大半は、住宅の出入り口から最も奥に主臥室として設定された居室(BR 1)がとられている。これは規模が臥室の中で最も大きく、アメリカ式住宅のMASTER BED-ROOM 同様に主臥室としての条件を備えた居室である。複合家族の2例を除く16例の主臥室の位置を見ると、10例までがこの『主臥室』にとられている。また残りの6例も大半はこの『主臥室』と同等規模の居室に主臥室を充てており、主臥室の決定には規模が大きな要因となっていることを示している。

主臥室を除く2室は子供臥室に充てられるが、子供臥室の必要数が0~1室の場合は、余室が存在し、これらは書房や客房、遊戯室、ピアノ室、仕事部屋などに使われる。しかし、一方では子供の臥室が不足し集中就寝を余儀なくさせられている事例もある。

9. 住様式の伝統性と変化(総括的考察)

9-1 領域構成を中心とした公私空間の様式

台湾の伝統的な住居形式の代表例は三合院であるが、その平面構成上の特徴は「正庁」の中心性⁴⁾、およびその結果として生じる対称性、有軸性である。もともと、今日の台湾の中核を成す中国人の住宅は、四合院に典型的にみられるように、「庭」を中心に外部空間をつくり、「庁」を中心に内部空間をつくると言われる⁵⁾。このような「庭」や「庁」の中心性の背後には象徴的なものと実用的、機能的なものとの2つの意味があるように思われる。三合院や四合院の形式はかつての大家族の生活の場として生み出されたものであるが、正庁や庭は彼らの共通の

祖先や神を祀る場、儀式の場として多数の家族員を統合するための象徴的空間であった⁶⁾。また一方でそれは単に精神的に各家族員をつなぐだけではなく、実際上も通路空間として彼らを結合させていたし、共同の作業空間や集まりの場⁷⁾としてもその中心性が生かされていた。

台湾のもう1つの伝統的住居形式の例はいわゆる街屋である。これは三合院や四合院のように左右対称の形で両サイドに居室を配列するのではなく、片側にいわば直列的に室や庭を並べる形式である。この街屋も四合院や三合院に基礎を置いていられる⁸⁾、そこには形態上の庁の中心性や左右対称性は希薄である。複数の街屋が集まって対称的な平面を構成したり、外観上は対称性を装うこともあり、全く中心性や対称性がみられない訳ではないが、個々の住宅の平面構成の上からは三合院や四合院の庭や庁の中心性、住居の対称性とは比べべくもない。このようにみると、同じ伝統的住宅とは言え、三合院と街屋とはかなり異なっていると言える。しかし、公的空間としての庭や庁と房間等の私的空間との位置関係や、外部からの動線を軸としたそれらのつながり方に重点を置いて三合院や街屋のプランを眺めると、そこには大きな共通点が浮かび上がるのである。それは私的空間としての房間や灶脚間に対する公的空間としての庭や庁の前面性である。あるいはそれは意図されたものではなく、庭や庁の中心性がもたらした結果としてあるものかも知れない。また、三合院住居では絶対的な位置関係としては、道路、アプローチに対して護龍と呼ばれる両サイドのウイングの房間の方が正庁よりも前にあり、必ずしも庁の前面性と言うには当たらないという解釈もあり得よう。しかし、実際の動線からすれば、道路→(門)→庭→庁→房間という順序になっているのであり、護龍の方も中央に庁を置き、その両サイドに房間を配するという原則的構成を持っている。つまりトポロジ的には

庁の前面性は貫かれているのである。街屋においても庁は道路に面して配されるか、店舗のすぐ裏に配され、房間はその奥に置かれるのを原則としており、庁の前面性は保持されている。

この公的空間としての庁の前面性は単に台湾の伝統的な住宅に関する認識としてのみ意味を持っているのではなく、日本式住宅やアメリカ式住宅の影響や今日の台湾の住様式を論じる上でも重要であると考え。台湾に建てられた日本式住宅の平面構成を、外部からの動線も含めた公私空間の位置関係からみると、私的空間としての寝室が未確立ということもあり、台湾の伝統的住宅ほど明確ではないが、必ずしも公的空間の前面性が貫かれている訳ではない。それは例えば北入りの官舎では、玄関側すなわち外部からのアプローチ側に家族の私的生活空間である茶の間が配され、公的空間たる座敷はその奥に配されるという構成をとっている点に典型的に示される。また、中廊下型は別として、座敷や茶の間を含めて各室がふすま等を介して開放的に接しており、公私空間の区切りは不明確である。これに対し、アメリカ式住宅はリビングルームを核とする公室ゾーンと主寝室を核とする私室ゾーンに明確に分けられており、リビングルームには三合院の正庁のような形態的中心性はないものの、アプローチに対する前面性は保持され、動線の上からは各室へのセンターとなっている。また各室は壁とドアで隔てられ、公私空間の区切りは明確である。

このような日米両国の住宅の対照的な性格は、そこに住む台湾の人々の対応の仕方にはっきりと現れている。アメリカ式住宅の場合は、客厅はすべて前面のリビングルームにとられ、臥室は奥のベッドルームというぐあいに安定した使われ方がなされているのに対し、日本式住宅では客厅の位置は一定せず、必ずしもその前面性が確保されてはいない。また、日本式住宅では居室のプライバシー確保や規模確保のために数多くの改造がなされているのに対し、アメリカ式住宅では既存部分はほぼそのままにして使われている。

このことは、日本式住宅の公私領域構成の不明確さや居室の開放性という性格が、台湾の伝統的住様式とは懸け離れており、そのままでは受け容れられなかったのに対し、アメリカ式住宅は、公的空間の中心性や住宅の対称性等の点で相違性がありながらも、公私領域構成の明瞭さや居室の独立性、閉鎖性が台湾の伝統的住様式と類似しており、ほぼそのままの形で受け容れられたことを示している。そしてそれは単にアメリカ式住宅での生活として受け容れられたばかりではなく、その後の台湾の住様式に大きな影響を与えたのである。今日の台湾の都市住宅の一典型である国民住宅のプランは、主な出入口がリビングルームに取り付けられ、その奥に居室や食堂、厨房等が配されるという、アメリカ式住宅に酷似したも

のが多く、住み方をみてもリビングルームに客厅をとり、奥の居室を臥室として使っており、領域構成上大きな矛盾はない。

ただ、このプランはアメリカ式住宅と同様、庁の中心性は希薄であり、その意味では台湾の伝統的住宅とは異なっている。そうした相違性にもかかわらず、今日このようなプランが普及しつつある要因の1つは上に述べた、公室の前面性、私室の背面性という原則が明瞭であることにあろう。それは単に伝統的住様式と合致しているというだけではなく、近代的なプライバシーの確保という意味からも受け容れられるものである。また、庁の中心性の希薄さについては、家族形態の変化に代表される生活自体の近代化の中で、象徴としての中心性に対する要求自体が弱まったことがその背景にあると思われる。しかし、アメリカ式住宅の強い影響を受けて生まれたこの国民住宅のプランも、主臥室のあり方ではアメリカ式住宅とは異なっており、更にはきかえや起居様式の問題等、不安定な要素をも内包しており、決して洗練された定型とみることはできず、今後更に変化してゆくことが予想される。

9-2 はきかえおよび起居様式について

はきかえの問題は、空間の閉鎖性と開放性、対称性と非対称性等と並んで、はじめから予想された台日の住様式の大きな相違点であった。日本人は朝鮮や東南アジアの人々と同様⁹⁾、住宅に入る際に外で使用する履物を脱ぐ、つまりはきかえの習慣を持っており、日本式の住宅は当然そうした住様式を前提に成立している。台湾に建てられたものも、玄関等に一部土間空間を持ち、大部分は上足で使用する床上空間で占められる。

一方、今日の台湾の中核を成している中国人ははきかえをしない土間式の住宅で生活をしてきた。この土間式はきかえなしの生活様式を持った人々が、はきかえを前提とした床上空間で構成される日本式住宅に入った時、どのような対応を示すかは、ある意味で実に興味深いことであった。元来、住様式は根強い保守性を持つと言われる、例えば戦後の日本の住宅ではアメリカの強い影響力の下、いわゆる洋風化、イス座化が進んだが、ある著名な建築家の、下足のままの、いわばより完全な洋風化への試みの失敗といったエピソード¹⁰⁾に象徴的に現れているように、はきかえの慣習は今日も尚厳然と維持されている。また、逆に欧米の人々は他人の前で素足、裸足を見せることに大きな心理的抵抗を持っていると言われる¹¹⁾、それは住宅内でも原則的にははきかえをしないという生活慣習と深く結びついており、はきかえを巡る生活様式の変化の困難性を予想させる。

しかし、結論から先に言えば今回調査を行った日本式住宅では、ほとんどの世帯ではきかえが実行されている

のである。更に興味深いのは、日本式住宅とは直接的な関係を持たないはずのアメリカ式住宅やその強い影響を受けて生まれたと思われる国民住宅においても、ほとんどの世帯で、はきかえがなされていることである。はきかえをする理由としては「日本式の住宅は、はきかえをするものだから」とか「建物のつくりがそうになっているから」という消極的なものもあるが、最も多いのは「家の中が汚れないように」というもので、約半数の人がこれをはきかえの理由としているのである。また「裸足の方が気持ちが良い」といった感覚上の理由も挙げられている。こうした住宅内の清潔さの保持や亜熱帯から温帯地域における裸足の感触の良さというものは、はきかえ方式が持つ住生活上の合理的側面であり、この調査結果は単に日本式の住宅という形式に縛られたものではないと思われる。事実、先に指摘したようにアメリカ式住宅や国民住宅でもはきかえがなされており、更に農村地域の新築住宅にさえはきかえ方式が普及しつつあり、はきかえ方式の持つ合理性、普遍性がうかがわれる。図12～13は国民住宅や民間マンションの住戸プランであるが、ここには既にはきかえのための“玄関”、あるいはそれに準じた空間すら設けられており、台湾におけるはきかえ方式の定着の一端をそこにみることができる。しかし、むしろこのような玄関を持つプランはまだ少数例であり、今回調査を行った日本式住宅においてすら、はきかえラインがはっきりしない例が見受けられた。すなわち、はきかえ方式は定着しつつあるものの、例えば日本の玄関のようなはきかえのためのスペースを生み出すには至っておらず、その意味ではまだ安定した住様式にはなり得ていないと言えよう。

次に起居様式の問題であるが、これもはきかえ同様、日本と台湾の住様式の大きな相違点として注目されるところであろう。日本では古代の上流階級の住宅、あるいは今日の一般的な住宅で一部イス座の生活様式が取り入

れられてはきたが、基本的にはユカ座の生活様式である。一方中国は、東洋でも最も深くイス座の生活様式になじんできた国である。しかし、その中国においてもイスは漢の時代に伝えられたものであり、唐代以降普及定着していったと言われる¹²⁾。明代の画家仇英作の宮廷生活描写画「漢宮春曉」を見ると、イスやテーブルを用いたイス座の生活が展開されている一方で、敷物を利用したユカ座の生活もなされているのである。もともと、ユカに直接座る姿勢は世界各地でとられていたものであり、今日でもアジアやメラネシア、ポリネシア、アフリカ等では一般的に見られるものである¹³⁾。また、日本や朝鮮、東南アジアの例に注目するなら、床上空間の存在を媒介とした、はきかえ方式とユカ座の生活様式との強い関連が推察される¹⁴⁾。先に述べたように日本式住宅でも完全に土間化した例は極く少数であり、またさすがにタタミから板張りへの変更は多いものの、ほとんどの世帯で床上空間は残されている。このように多くの世帯で床上空間が存在し、かつはきかえがなされているとすれば、それは当然、起居様式にも何らかの影響を与えているはずである。官舎で3割強の世帯がタタミを残しているが、その理由として、「床に座る時に便利」という起居様式に絡んだ答えがかなりあることからそれは推察できる。

今回の調査では、だんらん室での起居様式について調べたが、家具利用の面から言えば、ほとんどの世帯でだんらん空間にイス・ソファが置かれており、強いイス座指向がうかがえる。しかし、だんらん室で「ユカに座ることがありますか」という質問に対しては、「よくある」、「時々ある」と答えた世帯が官舎で各々3割程度あり、上足の床上空間というだんらん室の性格が、ユカに直接座る姿勢をひき出していることがわかる。また、イス座の生活を前提に造られたと思われるアメリカ式住宅においても多くの世帯が床に座ることがよくあると答えており、はきかえ方式が起居様式に及ぼす影響の大きさを物

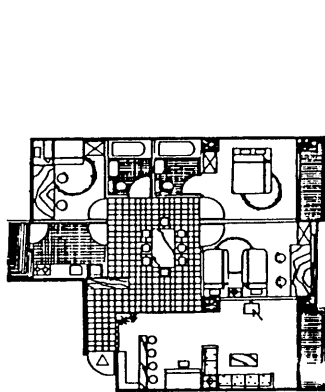


図-12 はきかえのための“玄関”が設けられた例
(高雄復興東区国民住宅)
「高雄国民住宅工程實録」より

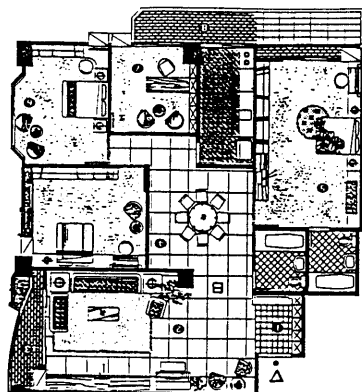


図-13 はきかえのための“玄関”が設けられた例
(台北市比佛利花園広場・民間分譲住宅) 案内パンフレットより

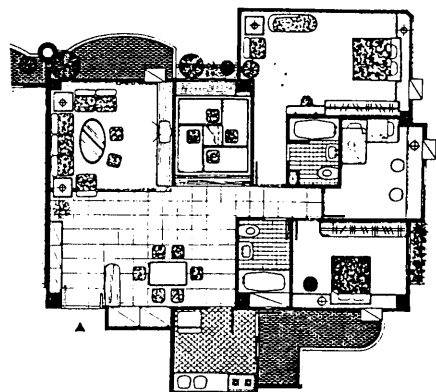


図-14 タタミの部屋が設けられた民間分譲住宅の例
(台北県永和市) 案内パンフレットより

語っている。図-14は民間マンションのプランであるが、そこにはタタミの部屋が設けられている。もちろんこれは少数例に属するが、このようなプランが民間業者によって供給されつつあるという点にユカ座の生活様式の普及ぶりが現れている。ただ、臥室におけるベッド設置率の高さや、食事、だんらん、接客空間でのイス座家具設置率の高さからすれば、決してイス座を否定している訳ではなく、それを基本としながらも時に応じてユカ座を取り入れるという形で、起居様式をより豊かにしているとみることができよう。そして、そうした起居様式の変化・発展の1つの契機として、先述のはきかえ方式の普及、定着がとらえられるのである。

このアメリカ式、日本式両住宅の台湾の住様式への影響の与え方から、更に一般的なものを引き出そうとすれば、前者は台湾の伝統的住様式との類似性を持ちつつも、それがより近代的な生活に合致するものであったこと、後者では大きな相違性がありながらも、住生活上の合理性に基づく影響であったことに注目する必要がある。

〈注〉

- 1) 華僑の人々により造られた東南アジアのチャイナタウンや更にインドネシアのカンポン地区調査においてもこれに類似した平面形が基本型であることも明らかにされている。
- 2) 関連文献より収集したプランであり、必ずしも国民住宅全般を代表している訳ではない。なお、同一国民住宅内で同一プランは1例として数えた。
- 3) 間口に面する居室が1室のものを一列型、2室のものを二列型とする。
- 4) 参考文献の1) 2) 3) 4) 等を参照。
- 5) 参考文献の5) を参照。
- 6) 例えば可見弘明氏は(参考文献6)次のように述べておられる。「考えてみると、3世代にわたる大家族が、家父長の統率下において秩序を保つことなどありえないことである。子供どうしの喧嘩、嫁どうしの口論、嫁とシュウトの反目、兄弟間の労働の格差などが原因となり、摩擦が絶えず生じるのである。こうした実状をふまえ、しかも理想とされる大家族同居の形を維持していくためには、結合の軸となる共通祖先(開祖、頭祖)を強調し、血縁を確認し運命共同体としての自覚を喚起することが必要であったのである。庁堂を中心に大家族が結集する形をみせる凹字型住宅は、この意味において好ましいプランであったにちがいないのである。」
また、参考文献2では「正庁は正身の中心に位置し、平面上的配置においても象徴的な点からいっても住宅の中心的空间である。……正庁は……何世代もの大家族の共同生活を維持してゆくために、出身地の神を祀っている。家族の歴史、血縁が集約された空間でもある。」とされる。
- 7) 参考文献5では『「庁」はさまざまな機能を持っている。昔は祖先を祀り、居間、食事室などにも利用した。また庁は通路空間の機能もあり、それぞれの部屋とつながっている。……庭は公的な多機能の外部空間であり、それぞれの部屋につながる空間である』と述べられ、同じく参考文献2では「正庁はまた祭祀の室だけではなく、来客の応接を成し、宴席ともするため左右の壁には椅子を並べその前には卓を置いている。」や「夜になると正庁にはどの家も赤い燭を灯し、家族がここで夕食をしたり、テレビを見たりの団らん風景が見られる。」等の描写があり、参考

文献3では庁は「農村住宅においては作業空間としても利用される」との説明がなされている。

- 8) 田中淡氏は「中国住宅の類型」と題する報告の中で、広東の都市内の典型的民家として「竹筒屋」と呼ばれる、片側に室を直列に並べた形式を取り上げ、「敷地の関係から完全な四合院を構成できないもの、やはり二階建の本格的な四合院のものと同様の原則に立っている」とされているし、前掲の「中国人の街づくり」の中でも街屋の形式が四合院や三合院を縦に分割し、かつ圧縮した結果生まれたのではないかとの推定がなされている。
- 9) 参考文献7) 参照。
- 10) 参考文献8) 参照。
- 11) 参考文献9) 参照。
- 12) 参考文献10) 参照。
- 13) 参考文献11) 12) 9) 参照。
- 14) 参考文献13) 参照。

〈参考文献〉

- 1) アンドリュウ・ボイド著、田中淡訳：中国の建築と都市、鹿島出版会
- 2) 郭 中端、堀込憲二：中国人の街づくり、相模書房 1980.3
- 3) 浅川滋男：「住空間の民族誌——中国江南の伝統的住居をめぐって」 国立民族学博物館研究報告11巻3号
- 4) 茂木計一郎：「〈天井〉のある住空間」、住宅建築、1986.3
- 5) 聶 蘭生：『中国民家の「庭」と「庁」』、新建築、1984.8
- 6) 可見弘明：「台湾・拡大家族の増殖住居」、都市住宅、1975.7
- 7) 野村孝文：朝鮮の民家、学芸出版社、1981.9
- 8) 内田青蔵：「履き替える場としての玄関」、生活文化史1号
- 9) 山折哲雄：坐の文化論
- 10) 金子量重：古代人と技術
- 11) B・ルドフスキー著、奥野卓司訳：さあ横になって食べよう 鹿島出版会
- 12) 鍵和田務：椅子のフォークロア
- 13) 若林弘子：高床式建物の源流
- 14) 國宅年報 台北市政府國民住宅處 1981.9
- 15) 高雄市政府國民住宅處 年報 1985.3
- 16) 國民住宅資料 行政院國際經濟合作發展委員會 1970.12
- 17) 建築師 第67・73・85・95期 中華民國建築師雜誌社
- 18) 劉 敦：中国の住宅、SD選書
- 19) 郭 中端：台湾におけるタタミの復活、建築知識1986.12
- 20) 國立台灣大學土木工程學研究所都市計劃研究室：臺灣傳統長形連棟式店舖住宅之研究、研究編號 土研7114 民國72年7月
- 21) 行政院農業發展委員會：農村土地利用與社區發展綜合規劃研究報告、民國72年11月
- 22) 本田 修：臺灣の民家と土角造り(1)(2)、日本建築士第17～18巻 昭和10～11年
- 23) 石田 浩：台湾・漢人村落の社会經濟構造、関西大学出版会 S. 60.3
- 24) 増田福太郎：清代台湾における村落の發展、福岡大学法學論叢
- 25) 富田芳郎：北部台湾に於ける村落居形成の要因に就いて(一)～(三)、地理学、四巻、4、5、6号 1936.
- 26) 台北市建築師公會出版：臺灣傳統民居建築(二)——摘星山莊、民國73年3月
- 27) 青木正夫・他：台湾における公的分譲マンション(国民住宅)の平面構成と住まい方、第1報～第2報、日本建築学会大会學術講演梗概集、1988.
- 28) 青木正夫・他：台湾における都市集合住宅の發展に関する試論的考察、第1報～第2報、日本建築学会大会學術講演梗概集、1988.
- 29) 青木正夫・他：台湾における米軍向け戸建て住宅の平面構成と住まい方、第1報～第2報、日本建築学会大会學術講演梗概集、1988.
- 30) 郭 永傑：台湾の住様式に関する比較住居論的研究 S. 63.1 (学位論文)

〈研究組織〉

主査 委員	青木	正夫	九州産業大学教授
	坂本	磐雄	琉球大学教授
	黄	世孟	台湾大学教授
	江上	徹	九州産業大学助教授
	郭	永傑	逢甲大学副教授
	中園	真人	山口大学講師
	金澤	陽一	清水建設 設計部
	村木	洋一	九州大学大学院
	文	一智	九州大学大学院
協力	小林	利武	九州大学大学院